

○大府市工業用地開発推進事務交付金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、大府市工業用地開発推進事務交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、市内の工業用地の開発の推進を図るために、市が認める団体が行う市内の工業用地の開発の推進に関する事務に要する経費に対し、交付金を交付する。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内とする。

(交付金の前渡し)

第4条 この交付金は、規則第11条第2項の規定に基づき交付金の全部を前渡しする。

附 則

この要綱は、平成6年9月19日から施行する。